

第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回） 会議録

- 1 会議名 第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第6回）
- 2 日時 令和8年2月26日（木）午後7時から午後7時45分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 703会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、後藤委員、長谷川委員、安達委員、中島委員、
福泉委員、島崎委員、赤星委員、佐々木委員、田中委員、新妻委員
以上11名
- 5 欠席委員 檜垣委員、小玉委員、明日委員、 以上3名
- 6 事務局 中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任（以上、保
険係）、東海係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査、
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）について
 - 議題2 第10期計画策定に向けた高齢者アンケート調査の速報値について
 - 議題3 東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）について
 - 【資料2】 高齢者アンケート調査の速報値について
 - 【資料3】 東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 【参考資料1】 日常生活圏域、地域包括支援センター名称及び担当地域について
- 10 会議録
 - (1) 開会 （省略）

(2) 配布資料確認

【事務局】 事前配布している資料は、資料1、資料3であり、本日本配布している資料は、資料2、参考資料1となっている。また、今回は、紙ベースの資料と合わせて市の端末を活用し、電子データベースでの資料提供を行っている。事務局説明時にはデータを確認されたい。

(3) 議題

議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第5回）の報告について

【会長】 議題1について、事務局の説明を求める。

【事務局】 議題1、第9期東久留米市介護保険運営協議会第5回の報告について、資料1に沿って説明する。第5回の本協議会については、書面開催であり、その際に送付した開催通知及び結果通知を本日の資料としているところであるが、第4回会議録の確認、第10期計画策定に向けた高齢者アンケートの設問の確認について、いずれも修正や意見等はなく、事務局案にて承認を得たところである。

例に倣えば、確認のあった会議録を市のホームページに公開することとなるが、今回については、第5回書面開催時に送付した資料一式を掲載することとしたい。

【会長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。ないようなので事務局の提案のとおり公開することとする。

議題2 第10期計画策定に向けた高齢者アンケート調査の速報値について

【会長】 議題2について、事務局の説明を求める。

【事務局】 議題2、第10期計画策定に向けた高齢者アンケート調査の速報値について、資料2に沿って説明する。PDFデータのページ上、1ページ目から東久留米市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査単純集計表、18ページから東久留米市在宅介護実態調査単純集計表となっている。

8月に開催した第4回の本運営協議会にて説明した高齢者アンケートについて、速報値として単純集計表をお示しするものである。回答率に関して、ニーズ調査については2,000通の送付に対し1,452件、72.6%、在宅介護実態調査については1,200通の送付に対し746件、62.2%の回答があった。これとは別に令和7年4月から5月にかけて市が実施した、18歳以上を対象とした市民アンケートでは、回答率が27.1%で

あることから、これと比較した場合かなり高い回答率、また関心度が高いものと推察できる。また、前回の高齢者アンケートとの比較では、ニーズ調査が69.6%で3ポイントの増、在宅調査が62.8%で0.6ポイントの減となっている。

今回のアンケート調査ではウェブ回答も可能としており、ニーズ調査では105件、在宅調査では29件の回答がインターネットを活用したウェブ回答となっている。

こちらの集計値については、数日前にまとめたものとなっており、本日は取り急ぎの単純集計の速報値となる。各設問における回答の傾向や前回との比較などの分析作業はこれから行っていく予定で、本日は資料のお示しのみとなる。今後1か月程度の時間をかけ、調査結果報告書を作成し、委員各位へ情報提供した後に、市のホームページにて公表を行う予定である。

説明は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 この資料2の取り扱いについてであるが、現時点では委員個人のみにも与えられた情報なのか、他者への共有は可能なのか見解を伺う。

【事務局】 本協議会では、委員以外の方への資料の提供を行っていないものとなる。一方で、この場での議論や資料に基づく知識としての情報共有は可能である。ただし、ただいまの議題に関しての資料は、繰り返しとなるが速報値としての扱いとなる。

【委 員】 高齢者アンケートの公表は、最終版が完成してからということによいか。

【事務局】 そのとおりである。

【会 長】 ほかに質問等なければ、次の議題へ移る。

議題3 東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

【会 長】 議題3について、事務局の説明を求める。

【事務局】 議題3、東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について、資料3に沿って説明する。

本議題については、令和8年市議会定例会へ上程している条例改正の内容、また今後の見通しを報告するものとなっている。

まず、改正内容については、資料項目2の改正内容のとおり、条例の付則に新たに第11条、第12条を追加するもので、内容をかみ砕くと、第11条では、令和8年度の保険料算定に当たっては、令和7年度の税制改正を適用せず、合計所得を旧基準にて算定する

こと、第12条では、住民税の非課税・課税判定をこの第11条に基づいて行うことを規定するものとなっている。

資料項目3の改正趣旨であるが、この背景として、今後、本協議会でも次期計画について議論を重ねることとなるが、3か年を計画期間とする介護保険事業計画において、必要となる介護給付費などの費用に対して、その運営を賄うための保険料を設定しているところである。

今般の令和7年度税制改正により、最低給与所得控除が10万円引き上げられ、これをそのまま適用すると、その方の合計所得が減り、令和8年度の介護保険料が減少し、第9期計画の財政運営に支障を来すおそれがあるから、国において、この影響を遮断するために介護保険法施行令が改正され、令和8年度に限り、介護保険料の算定に当たってはこの税制改正を適用しないこととされた。

一方で、市の条例であるが、保険料段階の第1段階から第5段階までは国の政令を引用することとしており、第6段階から第15段階の算定については、条例に規定していることから、国の改正に合わせて条例改正を行うものとなっている。

次に、資料項目4の対象者。これは、税制改正による最低給与所得控除額で影響のある者となるが、令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上190万円未満の方となる。

資料項目5、この改正による影響例であるが、PDFデータの2ページ目に記載してある表のとおり、介護保険料の算定において、本人が住民税非課税であれば、通常であれば第1段階から第5段階の適用となるところ、令和8年度の保険料算定に限ってはみなし課税者として扱うことがあり、6段階以上の適用となる可能性が生じる。ほかにも、合計所得が所得税や住民税の算定値のままであれば6段階にあたる場所、介護保険料の算定上の合計所得が異なることで第7段階となる可能性が生じる。

ここまでの説明で、あたかも不利益を課すような改正に聞こえるかと思うが、改正趣旨でも申し上げたとおり、これらの影響については、介護保険料を増額するというのではなく、令和7年度の介護保険料の水準を維持するためのものとなっている。例えばであるが、令和7年中の収入が令和6年中と変わらなければ保険料段階も変わらない。

なお、今般の税制改正の趣旨としては、物価高騰対策の一つとして、働いた分の控除を増やして手元の収入を増やすといったものであり、控除額が10万円増えることに併せて労働を増やした方への制度調整として、その該当となる方へは別途保険料の減免措置を検

討している。この減免については、多くの部分で検討中である。

税制改正の適用を受けない保険料算定については、この改正条例が市議会で議決された後に市のホームページで周知するほか、7月の保険料通知の際には、通知書に合計所得の算定に関する記載を行う予定となっている。

説明は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 この制度改正については、介護保険第1号被保険者に係るものであるが、2号被保険者については、どのようになっていくのか伺う。

【事務局】 第2号被保険者については、各医療保険の中で徴収することになり、その保険料についても、所得や企業負担など諸条件により設定されるものであるため、この条例改正とは分けて考える必要があり、税制改正が直接的に第2号被保険者保険料に影響はしないと考えている。

【会 長】 ほかになければ、議題は以上として、その他として、各委員、事務局よりなにかあるか。

(4) その他

【事務局】 事務局から2件の報告と連絡事項である。

【事務局】 1件目の報告であるが、地域包括支援センターについて、参考資料1に沿って説明する。

地域包括支援センターについては、令和6年2月に策定した第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画において、地域包括支援センターの体制整備として、計画期間中の早期にブランチを開設し、計画期間中である令和8年度末までに包括を1か所増設するとしている。

ブランチについては、令和6年10月に在宅介護支援センターをブランチに移行し、現在、担当エリア内の総合相談業務を行っている。また、地域包括支援センターの1か所増設に向けては、本介護保険運営協議会において確認をいただいているが、現在、令和8年10月1日の開設に向け引継ぎや運営等について詳細を調整している。令和8年度のなるべく早期に事務引継等について着手していく予定である。

参考資料の変更前とあるほうが現行の地域包括支援センターの圏域、名称、担当地域となっており、変更後と記載がある表及び下記の地図が、今回の報告事項となる。

まず、1か所増設する地域包括支援センターであるが、地域包括支援センターの運営には高い専門性と安定した支援体制の維持及び継続的な支援等のための事業の継続性が不可

欠であり、地域特性やニーズに合わせた柔軟な対応や関係機関との連携強化が求められる。

そのため、現在、ケア東久留米内に設置しているブランチを地域包括支援センターとし、4圏域4包括として地域包括ケアシステムの推進に向けて機能・体制の平準化を図っていく。

次に、地域包括支援センターの名称について、現在3箇所ある東部、中部、西部の各地域包括支援センターについては、平成18年より現在の名称を使用しており、一定程度定着しているところである。そのため、名称はそのまま継続し、増設する地域包括支援センターについては、市の北部が担当地域となることから、名称を北部地域包括支援センターとしたい。

最後に、各地域包括支援センターの設置場所についてであるが、地域包括支援センターの1か所増設により、現行の地域包括支援センターにおいては担当地域が変更となる。そのため、東部地域包括支援センター及び中部地域包括支援センターについては、現在、市内にそれぞれ2か所ある窓口を1箇所に集約する。これまで各地域包括支援センターの窓口が2つに分かれているデメリットを伺っており、4圏域4包括への移行に伴い、1箇所での運営が可能となった。

については、東部圏域は大門町にある東部地域包括支援センター内の窓口、中部圏域は南沢にあるシャローム東久留米内の窓口をそれぞれ地域包括支援センターの窓口とし、氷川台及び幸町の窓口は閉鎖とする。

以上である。

【事務局】 次に、報告の2点目、東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支援事業について説明する。

当事業については、地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給に係る事業に位置付け、地域支援事業交付金を活用して実施している。交付金の活用に当たっては、国から留意事項として、介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実施することが求められていることから、これまでの事業の在り方について、本運営協議会へ随時報告している。

令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間については、例外的な激変緩和措置として交付金を活用した事業実施が認められているため、令和8年度予算については、今年度と同様に事業継続ができるよう予算要求している。

令和9年度以降の第10期計画期間中については、交付金の取扱いについて、まだ国が

ら示されておらず未定であるため、今後も事業が継続できるよう、国の動向を注視し、引き続き事業の在り方について検討していく。

以上である。

【事務局】 続いて、連絡事項である。

次回開催日については、例年に倣えば5月の開催を見込んでいるところであり、詳細等が定まり次第、改めて連絡する。

最後に、協議会の資料提供方法の連絡である。今回の本協議会においては、資料の提供方法として、紙ベースと併せて市の端末で電子データを活用する方法を実施した。この間、説明いたしたところであるが、市のデジタル化の方針により、今年度を含め順次、市役所内のプリンター自体が縮小・廃止というふうになっていく見込みとなっている。

これに伴い、本協議会に係る資料の提供方法、また開催通知などの連絡手段については、今後、電子データを基本とする。電子データでの提供とすることにより、用紙の費用、郵便料の節減にもつながることから、協力されたい。

今後の開催の流れとしては、まず市から委員各位へ協議会開催予定のメールを送付、その後、開催通知のメールを送付、会議資料のメールを送付、会議当日は、本日のように市の端末に資料を格納した状態での提供という形となる。

また、事前配付資料が間に合わない場合もあるが、その場合には、当日のデータ提供に加え、後日、資料一式として、再度、資料を送付する。なお、委員各位の電子環境などの事情が様々あるため、紙ベースの資料が必要な場合については、開催通知が到達した際に事務局まで連絡をされたい。

事務局からは以上である。

【委員】 資料の電子化について、1点伺いたい。市の端末ではなく自分の端末を持ち込み使用することは可能か伺う。

【事務局】 可能である。なお、事前送付が間に合わなかった資料は、当日の市の端末にのみデータが格納されている状況であるが、端末を持参された方へは、その際にメール送付する。

【会長】 それでは第6回東久留米市介護保険運営協議会を閉会とする。

閉会時刻：午後7時45分